

令和 7 年 名 張 市 議 会 定 例 会

令和 7 年 6 月 定例議会提出議案（1）

名 張 市

1	名張市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について	3
2	地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
3	地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例の制定について	5 8
4	地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について	6 0
5	地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について	6 2
6	名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び名張市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 4
7	名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 2
8	名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 4
9	市道路線の認定について	7 8
1 0	令和 7 年度名張市一般会計補正予算（第 1 号）について	8 0
1 1	令和 7 年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	8 1

議案第 1 号

名張市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

名張市犯罪被害者等の支援に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

犯罪被害者等の支援についてその基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等に対する支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減、犯罪被害者等の生活の再建等を支援するとともに、犯罪被害者等を支える社会の実現に寄与することを目的として、必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市犯罪被害者等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等を支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等の二次被害の防止を支援するとともに、犯罪被害者等を支える社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 犯罪被害者等支援を行う国、地方公共団体その他の機関をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人として尊重され、その名誉及び生活の平穏が害されることのないよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県の施策を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、関係機関及び民間支援団

体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の支援)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における必要な支援を行うものとする。

(雇用の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民、事業者、関係機関等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の方法等の犯罪被害者等に関する知識、理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

地方独立行政法人名張市立病院を設立することに伴い、関係条例を廃止し、及び関
係条例の規定を整備しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
(名張市立病院等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 名張市立病院等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和62年条例第34号）
 - (2) 名張市病院事業の設置等に関する条例（平成5年条例第26号）
 - (3) 名張市立病院在り方検討委員会設置条例（令和3年条例第17号）
 - (4) 名張市立病院使用料及び手数料条例（平成9年条例第3号）
 - (5) 名張市立看護専門学校設置条例（平成5年条例第2号）
- (名張市情報公開条例の一部改正)

第2条 名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 審査請求 (<u>第17条の2—第20条</u>) 第4章 略 附則 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、<u>議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</u> 2 この条例において「公文書」とは、<u>実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得し</u>	目次 第1章・第2章 略 第3章 審査請求 (<u>第18条—第20条</u>) 第4章 略 附則 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長<u>及び議会</u>をいう。 2 この条例において「公文書」とは、<u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その</u>

た文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)・(2) 略

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)・(2) 略

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情

報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

第3章 審査請求

(市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第17条の2 市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行

報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

第3章 審査請求

<u>政法人に対し、審査請求をすることができ</u>る。 (運用状況の公表) 第25条 市長<u>(市が設立した地方独立行政法人に係る事項にあつては、当該地方独立行政法人)</u>は、この条例の運用状況について、毎年1回、市民に公表しなければならない。	(運用状況の公表) 第25条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回、市民に公表しなければならない。
---	---

(名張市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第3条 名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開示決定等の期限) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>市の機関等</u> <u>(市の機関及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。)</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>市の機関等</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (開示決定等の期限の特例) 第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から29日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつ	(開示決定等の期限) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>市の機関</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>市の機関</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (開示決定等の期限の特例) 第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から29日以内（法第86条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつ

ては、44日以内) にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(訂正決定等の期限)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(名張市情報公開・個人情報保護審査会

ては、44日以内) にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(訂正決定等の期限)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(名張市情報公開・個人情報保護審査会

への諮問) 第9条 <u>市の機関等</u>は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市の機関等</u>が別に定める。	への諮問) 第9条 <u>市の機関</u>は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市の機関</u>が別に定める。
---	---

(名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第4条 名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、「諮問庁」とは、次に掲げる規定により諮問した<u>市の機関等</u>（<u>市の機関及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）</u>（第1号の場合にあっては、実施機関）をいう。 (1)～(3) 略 (設置等) 第3条 略 2 審査会は、前項に定めるもののほか、<u>市の機関等</u>から諮問があったときは、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1	(定義) 第2条 略 2 この条例において、「諮問庁」とは、次に掲げる規定により諮問した<u>市の機関</u>（第1号の場合にあっては、実施機関）をいう。 (1)～(3) 略 (設置等) 第3条 略 2 審査会は、前項に定めるもののほか、<u>市の機関</u>から諮問があったときは、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）

号) 第7条第4項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。 3 審査会は、前2項に定めるもののほか、情報公開又は個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、<u>市の機関等</u>に意見を述べることができる。	第7条第4項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。 3 審査会は、前2項に定めるもののほか、情報公開又は個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、<u>市の機関</u>に意見を述べることができる。
---	---

(名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第5条 名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの、<u>本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)</u>又は本市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。 (3)～(11) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は本市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。 (3)～(11) 略

(名張市職員定数条例の一部改正)

第6条 名張市職員定数条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>441人</u> (3)～(7) 略 2 略	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>717人</u> <u>(うち病院事業に係る医師、看護師、看護教員その他医療技術及び介護関係の職員 276人)</u> (3)～(7) 略 2 略

(名張市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第7条 名張市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号）第15条の2第1項又は名張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第28号）第4条に規定する管理職手当を支給する職とする。 (定年前再任用短時間勤務職員の任用) 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号）第15条の2第1項又は名張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第28号）第4条に規定する管理職手当を支給する職 <u>(病院に勤務する医師が占める職を除く。)</u> とする。 (定年前再任用短時間勤務職員の任用) 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日

以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附 則

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略
---	---

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び病院に勤務する医師が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附 則

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における病院に勤務する医師以外の職員に係る第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略
---	---

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び病院に勤務する医師を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
--	--

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との	（職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との

間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>地方独立行政法人名張市立病院</u> 2・3 略	間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) 略 2・3 略
---	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
国民健康保険運営協議会委員	略	略	国民健康保険運営協議会委員	略	略
			<u>名張市立病院在り方検討委員会委員</u>	<u>日 15,000 円</u>	<u>別表第3</u>
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改

正する。

改正後	改正前
(給料表) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規則で定める。 (1)・(2) 略 2 略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。 (昇給の基準) 第4条 略 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	(給料表) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規則で定める。 (1)・(2) 略 (3) <u>医療職給料表(別表第3)</u> ア <u>医療職給料表(1)</u> イ <u>医療職給料表(2)</u> ウ <u>医療職給料表(3)</u> 2 略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第4)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。 (昇給の基準) 第4条 略 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの<u>及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員</u>にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの）にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4・5 略

（宿日直手当）

第15条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4・5 略

第8条の2の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（宿日直手当）

第15条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては21,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては6,100円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務にあっては31,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては9,150円）を超えない範囲内において規則

2・3 略 (特殊勤務手当) 第20条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 3 前項に規定する手当の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において規則で定めるところにより支給する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 附 則 31 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1)・(2) 略 <u>(3)</u> 略 40 次の各号に掲げる職員の給料月額は、附則第30項から第36項まで及び別表第1の規定（以下「給料関係規定」という。）にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、給料関	で定める額とする。 2・3 略 (特殊勤務手当) 第20条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 病院手当 <u>(7)</u> 医師研究手当 <u>(8)</u> 略 3 前項に規定する手当の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において規則で定めるところにより支給する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 病院手当 月額によるもの 200,000円 回数等によるもの 120,000円 <u>(7)</u> 医師研究手当 月額によるもの 500,000円 <u>(8)</u> 略 附 則 31 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1)・(2) 略 <u>(3)</u> 病院に勤務する医師 <u>(4)</u> 略 40 次の各号に掲げる職員の給料月額は、附則第30項から第36項まで及び別表第1の規定（以下「給料関係規定」という。）にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、給料関
---	--

係規定により計算した額から当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。 (1) 別表第1の適用を受ける7級の職員 給料関係規定により計算した額の100分の7に相当する額 (2) 別表第1の適用を受ける6級の職員 給料関係規定により計算した額の100分の6に相当する額 (3) 別表第1の適用を受ける5級の職員 給料関係規定により計算した額の100分の2に相当する額 (4) 別表第1の適用を受ける職員（前3号に掲げる職員を除く。） 給料関係規定により計算した額の100分の1に相当する額	係規定により計算した額から当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。 (1) 別表第1の適用を受ける7級の職員 <u>（看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員を除く。）</u> 給料関係規定により計算した額の100分の7に相当する額 (2) 別表第1の適用を受ける6級の職員 <u>（看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員を除く。）</u> 給料関係規定により計算した額の100分の6に相当する額 (3) 別表第1の適用を受ける5級の職員 <u>（看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員を除く。）</u> 給料関係規定により計算した額の100分の2に相当する額 (4) 別表第1の適用を受ける職員（前3号に掲げる職員、<u>看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員</u>を除く。） 給料関係規定により計算した額の100分の1に相当する額
--	--

改正後

改正前

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

<u>職員の区分</u>	<u>職務の級 号給</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>
		<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	<u>1</u>	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>	<u>596,100</u>
	<u>2</u>	<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>	<u>602,100</u>
	<u>3</u>	<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>	<u>607,400</u>
	<u>4</u>	<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>	<u>611,900</u>
	<u>5</u>	<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>	<u>615,900</u>
	<u>6</u>	<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>	<u>619,400</u>
	<u>7</u>	<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>	<u>622,400</u>
	<u>8</u>	<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	<u>625,200</u>
	<u>9</u>	<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	
	<u>10</u>	<u>317,600</u>	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	
	<u>11</u>	<u>321,000</u>	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>		
	<u>12</u>	<u>324,400</u>	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>		
	<u>13</u>	<u>327,800</u>	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>		
	<u>14</u>	<u>331,300</u>	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>		
	<u>15</u>	<u>334,700</u>	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>		
	<u>16</u>	<u>338,100</u>	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>		
	<u>17</u>	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>		
	<u>18</u>	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>		
	<u>19</u>	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>		
	<u>20</u>	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>		
	<u>21</u>	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>		
	<u>22</u>	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>		
	<u>23</u>	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>		
	<u>24</u>	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>		
	<u>25</u>	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>		
	<u>26</u>	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>		
	<u>27</u>	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>		
	<u>28</u>	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>		
	<u>29</u>	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>		

<u>30</u>	<u>376, 600</u>	<u>449, 300</u>	<u>506, 700</u>
<u>31</u>	<u>378, 300</u>	<u>450, 700</u>	<u>508, 500</u>
<u>32</u>	<u>380, 100</u>	<u>452, 100</u>	<u>510, 200</u>
<u>33</u>	<u>381, 900</u>	<u>453, 500</u>	<u>511, 700</u>
<u>34</u>	<u>383, 700</u>	<u>454, 900</u>	<u>513, 000</u>
<u>35</u>	<u>385, 300</u>	<u>456, 300</u>	<u>514, 300</u>
<u>36</u>	<u>386, 700</u>	<u>457, 700</u>	<u>515, 600</u>
<u>37</u>	<u>388, 100</u>	<u>459, 100</u>	<u>516, 600</u>
<u>38</u>	<u>389, 600</u>	<u>460, 800</u>	<u>517, 900</u>
<u>39</u>	<u>391, 100</u>	<u>462, 400</u>	<u>519, 200</u>
<u>40</u>	<u>392, 600</u>	<u>464, 000</u>	<u>520, 500</u>
<u>41</u>	<u>394, 100</u>	<u>465, 600</u>	<u>521, 500</u>
<u>42</u>	<u>394, 800</u>	<u>466, 800</u>	<u>522, 300</u>
<u>43</u>	<u>395, 400</u>	<u>468, 000</u>	<u>523, 100</u>
<u>44</u>	<u>396, 100</u>	<u>469, 100</u>	<u>523, 900</u>
<u>45</u>	<u>397, 000</u>	<u>470, 100</u>	<u>524, 800</u>
<u>46</u>	<u>397, 600</u>	<u>471, 100</u>	<u>525, 600</u>
<u>47</u>	<u>398, 200</u>	<u>472, 000</u>	<u>526, 400</u>
<u>48</u>	<u>398, 800</u>	<u>472, 800</u>	<u>527, 100</u>
<u>49</u>	<u>399, 400</u>	<u>473, 500</u>	<u>527, 900</u>
<u>50</u>	<u>399, 900</u>	<u>474, 200</u>	<u>528, 700</u>
<u>51</u>	<u>400, 400</u>	<u>474, 900</u>	<u>529, 400</u>
<u>52</u>	<u>400, 900</u>	<u>475, 500</u>	<u>530, 300</u>
<u>53</u>	<u>401, 400</u>	<u>476, 200</u>	<u>531, 200</u>
<u>54</u>	<u>401, 800</u>	<u>476, 900</u>	<u>532, 000</u>
<u>55</u>	<u>402, 200</u>	<u>477, 500</u>	<u>532, 900</u>
<u>56</u>	<u>402, 600</u>	<u>478, 100</u>	<u>533, 800</u>
<u>57</u>	<u>403, 000</u>	<u>478, 400</u>	<u>534, 600</u>
<u>58</u>	<u>403, 400</u>	<u>479, 000</u>	<u>535, 500</u>
<u>59</u>	<u>403, 800</u>	<u>479, 700</u>	<u>536, 400</u>
<u>60</u>	<u>404, 200</u>	<u>480, 400</u>	<u>537, 100</u>
<u>61</u>	<u>404, 600</u>	<u>480, 800</u>	<u>537, 900</u>
<u>62</u>	<u>405, 000</u>	<u>481, 400</u>	<u>538, 800</u>
<u>63</u>	<u>405, 400</u>	<u>482, 100</u>	<u>539, 700</u>

	<u>64</u>	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		
	<u>65</u>	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		
	<u>66</u>		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
	<u>67</u>		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
	<u>68</u>		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		
	<u>69</u>		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		
	<u>70</u>		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		
	<u>71</u>		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		
	<u>72</u>		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		
	<u>73</u>		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		
	<u>74</u>		<u>487,800</u>			
	<u>75</u>		<u>488,200</u>			
	<u>76</u>		<u>488,700</u>			
	<u>77</u>		<u>489,200</u>			
	<u>78</u>		<u>489,800</u>			
	<u>79</u>		<u>490,400</u>			
	<u>80</u>		<u>490,800</u>			
	<u>81</u>		<u>491,300</u>			
	<u>82</u>		<u>491,900</u>			
	<u>83</u>		<u>492,500</u>			
	<u>84</u>		<u>493,000</u>			
	<u>85</u>		<u>493,500</u>			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>	<u>573,800</u>

備考

(1) この表は、病院に勤務する医師に適用する。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額は、基準給料月額とする。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級 給料月 額	2 級 給料月 額	3 級 給料月 額	4 級 給料月 額	5 級 給料月 額	6 級 給料月 額	7 級 給料月 額
---------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

定年	<u>1</u>	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>	<u>360,700</u>	<u>415,000</u>
前再	<u>2</u>	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>	<u>362,400</u>	<u>416,900</u>
任用	<u>3</u>	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>	<u>364,000</u>	<u>418,800</u>
短時	<u>4</u>	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	<u>365,600</u>	<u>420,600</u>
間勤	<u>5</u>	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>367,200</u>	<u>422,400</u>
務職	<u>6</u>	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	<u>368,800</u>	<u>424,000</u>
員以	<u>7</u>	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	<u>370,400</u>	<u>425,600</u>
外の	<u>8</u>	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	<u>372,000</u>	<u>427,100</u>
職員	<u>9</u>	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	<u>373,600</u>	<u>428,600</u>
	<u>10</u>	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>	<u>375,600</u>	<u>429,900</u>
	<u>11</u>	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>	<u>377,600</u>	<u>431,200</u>
	<u>12</u>	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>	<u>379,600</u>	<u>432,500</u>
	<u>13</u>	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>	<u>381,000</u>	<u>433,800</u>
	<u>14</u>	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>	<u>382,700</u>	<u>435,000</u>
	<u>15</u>	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>	<u>384,400</u>	<u>436,200</u>
	<u>16</u>	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>	<u>386,100</u>	<u>437,300</u>
	<u>17</u>	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>	<u>387,800</u>	<u>438,500</u>
	<u>18</u>	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>	<u>389,300</u>	<u>439,600</u>
	<u>19</u>	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>	<u>390,800</u>	<u>440,800</u>
	<u>20</u>	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>	<u>392,300</u>	<u>442,000</u>
	<u>21</u>	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>	<u>393,600</u>	<u>443,100</u>
	<u>22</u>	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>	<u>394,900</u>	<u>443,900</u>
	<u>23</u>	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>	<u>396,200</u>	<u>444,300</u>
	<u>24</u>	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>	<u>397,300</u>	<u>445,000</u>
	<u>25</u>	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>	<u>398,400</u>	<u>445,500</u>
	<u>26</u>	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>	<u>399,500</u>	<u>445,900</u>
	<u>27</u>	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>	<u>400,600</u>	<u>446,300</u>
	<u>28</u>	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>	<u>401,700</u>	<u>446,700</u>
	<u>29</u>	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>	<u>402,500</u>	<u>447,100</u>
	<u>30</u>	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>	<u>403,300</u>	<u>447,500</u>
	<u>31</u>	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>	<u>404,100</u>	<u>447,900</u>
	<u>32</u>	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>	<u>404,900</u>	<u>448,200</u>
	<u>33</u>	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>	<u>405,300</u>	<u>448,500</u>
	<u>34</u>	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>	<u>405,900</u>	<u>448,900</u>

<u>35</u>	<u>237, 200</u>	<u>262, 700</u>	<u>292, 000</u>	<u>316, 900</u>	<u>364, 800</u>	<u>406, 400</u>	<u>449, 200</u>
<u>36</u>	<u>238, 000</u>	<u>263, 500</u>	<u>293, 000</u>	<u>318, 100</u>	<u>365, 900</u>	<u>406, 800</u>	<u>449, 500</u>
<u>37</u>	<u>238, 800</u>	<u>264, 400</u>	<u>294, 000</u>	<u>319, 300</u>	<u>366, 900</u>	<u>407, 200</u>	<u>449, 800</u>
<u>38</u>	<u>239, 600</u>	<u>265, 200</u>	<u>295, 000</u>	<u>320, 600</u>	<u>367, 700</u>	<u>407, 400</u>	
<u>39</u>	<u>240, 400</u>	<u>266, 000</u>	<u>296, 000</u>	<u>321, 900</u>	<u>368, 700</u>	<u>407, 700</u>	
<u>40</u>	<u>241, 200</u>	<u>266, 800</u>	<u>297, 000</u>	<u>323, 100</u>	<u>369, 800</u>	<u>408, 000</u>	
<u>41</u>	<u>241, 800</u>	<u>267, 600</u>	<u>298, 000</u>	<u>324, 000</u>	<u>370, 800</u>	<u>408, 300</u>	
<u>42</u>	<u>242, 400</u>	<u>268, 400</u>	<u>299, 200</u>	<u>325, 200</u>	<u>371, 800</u>	<u>408, 600</u>	
<u>43</u>	<u>243, 000</u>	<u>269, 200</u>	<u>300, 300</u>	<u>326, 400</u>	<u>372, 800</u>	<u>408, 900</u>	
<u>44</u>	<u>243, 500</u>	<u>270, 000</u>	<u>301, 400</u>	<u>327, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>409, 200</u>	
<u>45</u>	<u>244, 000</u>	<u>270, 700</u>	<u>302, 500</u>	<u>328, 700</u>	<u>374, 500</u>	<u>409, 400</u>	
<u>46</u>	<u>244, 600</u>	<u>271, 500</u>	<u>303, 600</u>	<u>329, 700</u>	<u>375, 300</u>	<u>409, 700</u>	
<u>47</u>	<u>245, 100</u>	<u>272, 300</u>	<u>304, 700</u>	<u>330, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>410, 000</u>	
<u>48</u>	<u>245, 500</u>	<u>273, 100</u>	<u>305, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>377, 000</u>	<u>410, 300</u>	
<u>49</u>	<u>245, 900</u>	<u>273, 800</u>	<u>306, 900</u>	<u>332, 500</u>	<u>377, 500</u>	<u>410, 500</u>	
<u>50</u>	<u>246, 400</u>	<u>274, 600</u>	<u>308, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>378, 300</u>	<u>410, 800</u>	
<u>51</u>	<u>246, 900</u>	<u>275, 300</u>	<u>309, 100</u>	<u>334, 500</u>	<u>379, 100</u>	<u>411, 100</u>	
<u>52</u>	<u>247, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>310, 200</u>	<u>335, 400</u>	<u>379, 900</u>	<u>411, 400</u>	
<u>53</u>	<u>247, 700</u>	<u>276, 700</u>	<u>311, 200</u>	<u>335, 900</u>	<u>380, 300</u>	<u>411, 600</u>	
<u>54</u>	<u>248, 000</u>	<u>277, 400</u>	<u>312, 200</u>	<u>336, 800</u>	<u>381, 000</u>		
<u>55</u>	<u>248, 300</u>	<u>278, 100</u>	<u>313, 200</u>	<u>337, 500</u>	<u>381, 700</u>		
<u>56</u>	<u>248, 600</u>	<u>278, 800</u>	<u>314, 200</u>	<u>338, 400</u>	<u>382, 300</u>		
<u>57</u>	<u>248, 900</u>	<u>279, 500</u>	<u>315, 200</u>	<u>339, 100</u>	<u>382, 700</u>		
<u>58</u>	<u>249, 200</u>	<u>280, 200</u>	<u>316, 200</u>	<u>339, 400</u>	<u>383, 200</u>		
<u>59</u>	<u>249, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>317, 200</u>	<u>339, 900</u>	<u>383, 800</u>		
<u>60</u>	<u>249, 800</u>	<u>281, 500</u>	<u>318, 100</u>	<u>340, 500</u>	<u>384, 400</u>		
<u>61</u>	<u>250, 100</u>	<u>282, 100</u>	<u>319, 000</u>	<u>341, 100</u>	<u>384, 800</u>		
<u>62</u>	<u>250, 400</u>	<u>282, 800</u>	<u>319, 800</u>	<u>341, 800</u>	<u>385, 300</u>		
<u>63</u>	<u>250, 700</u>	<u>283, 500</u>	<u>320, 500</u>	<u>342, 500</u>	<u>385, 800</u>		
<u>64</u>	<u>251, 000</u>	<u>284, 100</u>	<u>321, 200</u>	<u>343, 100</u>	<u>386, 300</u>		
<u>65</u>	<u>251, 300</u>	<u>284, 700</u>	<u>321, 800</u>	<u>343, 800</u>	<u>386, 900</u>		
<u>66</u>	<u>251, 600</u>	<u>285, 400</u>	<u>322, 500</u>	<u>344, 300</u>	<u>387, 400</u>		
<u>67</u>	<u>251, 900</u>	<u>286, 100</u>	<u>323, 100</u>	<u>344, 900</u>	<u>388, 000</u>		
<u>68</u>	<u>252, 200</u>	<u>286, 700</u>	<u>323, 700</u>	<u>345, 500</u>	<u>388, 600</u>		

<u>69</u>	<u>252, 500</u>	<u>287, 300</u>	<u>324, 300</u>	<u>345, 800</u>	<u>389, 100</u>
<u>70</u>	<u>252, 800</u>	<u>288, 000</u>	<u>324, 500</u>	<u>346, 400</u>	<u>389, 600</u>
<u>71</u>	<u>253, 100</u>	<u>288, 700</u>	<u>325, 000</u>	<u>346, 900</u>	<u>390, 100</u>
<u>72</u>	<u>253, 300</u>	<u>289, 300</u>	<u>325, 500</u>	<u>347, 400</u>	<u>390, 600</u>
<u>73</u>	<u>253, 500</u>	<u>289, 900</u>	<u>326, 100</u>	<u>347, 900</u>	<u>390, 900</u>
<u>74</u>	<u>253, 800</u>	<u>290, 400</u>	<u>326, 600</u>	<u>348, 400</u>	<u>391, 400</u>
<u>75</u>	<u>254, 100</u>	<u>290, 800</u>	<u>327, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>391, 800</u>
<u>76</u>	<u>254, 300</u>	<u>291, 200</u>	<u>327, 500</u>	<u>349, 300</u>	<u>392, 200</u>
<u>77</u>	<u>254, 500</u>	<u>291, 600</u>	<u>328, 100</u>	<u>349, 600</u>	<u>392, 600</u>
<u>78</u>	<u>254, 800</u>	<u>291, 900</u>	<u>328, 600</u>	<u>349, 900</u>	
<u>79</u>	<u>255, 100</u>	<u>292, 200</u>	<u>329, 000</u>	<u>350, 100</u>	
<u>80</u>	<u>255, 300</u>	<u>292, 500</u>	<u>329, 500</u>	<u>350, 400</u>	
<u>81</u>	<u>255, 500</u>	<u>292, 800</u>	<u>330, 000</u>	<u>350, 900</u>	
<u>82</u>	<u>255, 800</u>	<u>293, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>351, 200</u>	
<u>83</u>	<u>256, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>330, 600</u>	<u>351, 500</u>	
<u>84</u>	<u>256, 300</u>	<u>293, 700</u>	<u>330, 900</u>	<u>351, 800</u>	
<u>85</u>	<u>256, 500</u>	<u>293, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>352, 200</u>	
<u>86</u>		<u>294, 100</u>	<u>331, 700</u>	<u>352, 500</u>	
<u>87</u>		<u>294, 300</u>	<u>332, 000</u>	<u>352, 800</u>	
<u>88</u>		<u>294, 500</u>	<u>332, 300</u>	<u>353, 100</u>	
<u>89</u>		<u>294, 900</u>	<u>332, 600</u>	<u>353, 500</u>	
<u>90</u>		<u>295, 100</u>	<u>332, 800</u>	<u>353, 800</u>	
<u>91</u>		<u>295, 300</u>	<u>333, 200</u>	<u>354, 100</u>	
<u>92</u>		<u>295, 500</u>	<u>333, 500</u>	<u>354, 400</u>	
<u>93</u>		<u>295, 900</u>	<u>333, 700</u>	<u>354, 700</u>	
<u>94</u>		<u>296, 100</u>	<u>334, 000</u>	<u>355, 100</u>	
<u>95</u>		<u>296, 300</u>	<u>334, 300</u>	<u>355, 500</u>	
<u>96</u>		<u>296, 600</u>	<u>334, 600</u>	<u>355, 900</u>	
<u>97</u>		<u>296, 900</u>	<u>334, 800</u>	<u>356, 400</u>	
<u>98</u>		<u>297, 100</u>	<u>335, 100</u>	<u>356, 800</u>	
<u>99</u>		<u>297, 300</u>	<u>335, 400</u>	<u>357, 200</u>	
<u>100</u>		<u>297, 600</u>	<u>335, 600</u>	<u>357, 600</u>	
<u>101</u>		<u>297, 900</u>	<u>335, 800</u>	<u>358, 100</u>	
<u>102</u>		<u>298, 100</u>	<u>336, 000</u>		

	<u>103</u>		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>				
	<u>104</u>		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>				
	<u>105</u>		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>				
	<u>106</u>			<u>337,200</u>				
	<u>107</u>			<u>337,600</u>				
	<u>108</u>			<u>338,000</u>				
	<u>109</u>			<u>338,200</u>				
定年前再任用短時間勤務職員		<u>193,000</u>	<u>219,600</u>	<u>248,100</u>	<u>261,700</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>371,000</u>

備考

(1) この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額は、基準給料月額とする。

ウ 医療職給料表 (3)

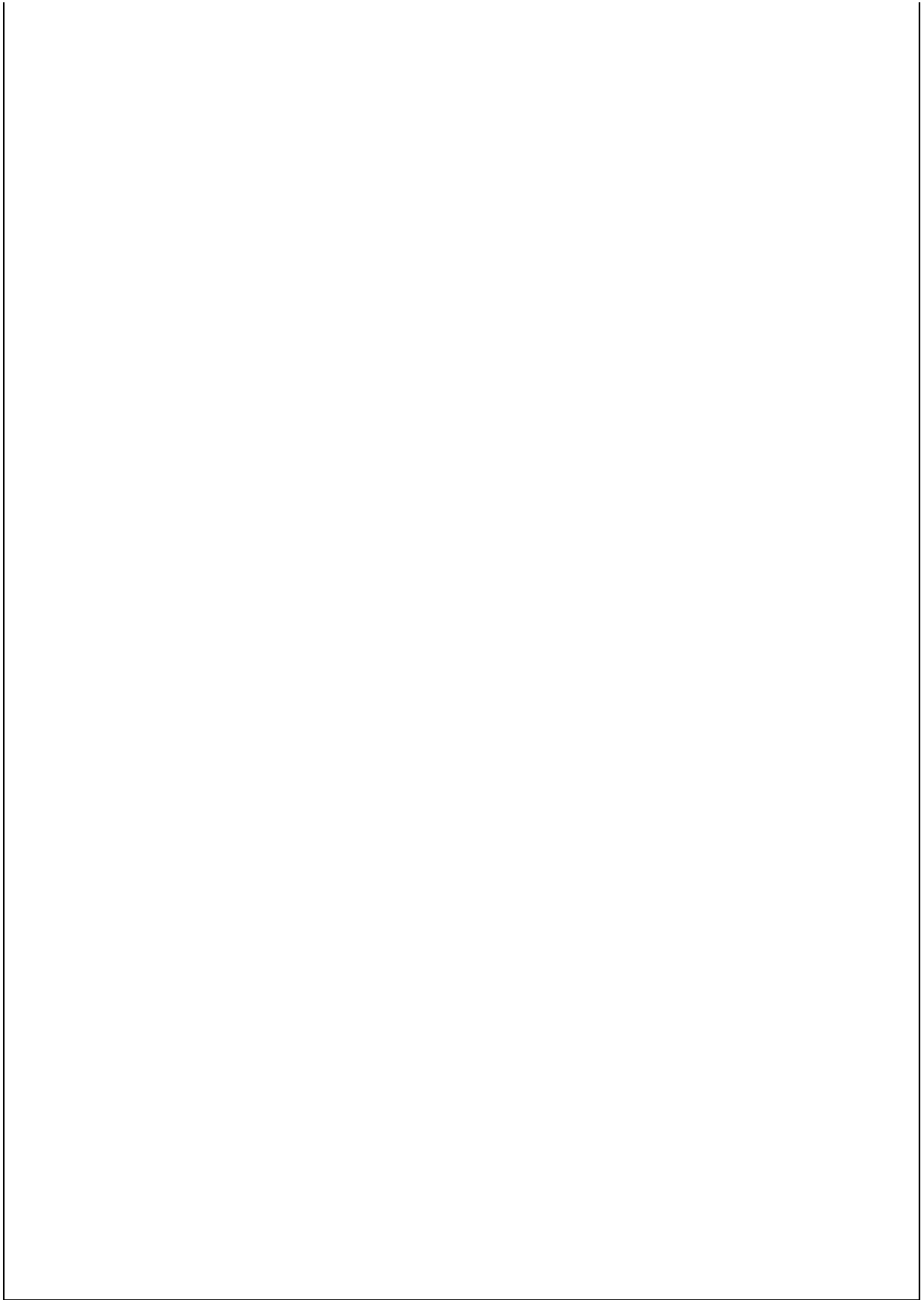
職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員	<u>1</u>	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>	<u>362,000</u>	<u>416,300</u>
	<u>2</u>	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>	<u>363,700</u>	<u>418,500</u>
	<u>3</u>	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>365,400</u>	<u>420,700</u>
	<u>4</u>	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>	<u>367,100</u>	<u>422,800</u>
	<u>5</u>	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>	<u>368,900</u>	<u>424,700</u>
	<u>6</u>	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>	<u>370,900</u>	<u>426,600</u>
	<u>7</u>	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>	<u>372,900</u>	<u>428,400</u>
	<u>8</u>	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	<u>374,900</u>	<u>430,300</u>
	<u>9</u>	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	<u>376,600</u>	<u>432,000</u>
	<u>10</u>	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>	<u>378,700</u>	<u>433,600</u>
	<u>11</u>	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>	<u>380,800</u>	<u>435,300</u>
	<u>12</u>	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>	<u>382,800</u>	<u>436,900</u>

<u>13</u>	<u>229, 600</u>	<u>257, 100</u>	<u>287, 800</u>	<u>301, 800</u>	<u>332, 500</u>	<u>384, 700</u>	<u>438, 200</u>
<u>14</u>	<u>231, 600</u>	<u>257, 800</u>	<u>288, 300</u>	<u>302, 500</u>	<u>333, 700</u>	<u>386, 300</u>	<u>439, 500</u>
<u>15</u>	<u>233, 600</u>	<u>258, 500</u>	<u>288, 800</u>	<u>303, 200</u>	<u>334, 800</u>	<u>388, 100</u>	<u>441, 100</u>
<u>16</u>	<u>235, 600</u>	<u>259, 400</u>	<u>289, 300</u>	<u>303, 900</u>	<u>335, 900</u>	<u>389, 900</u>	<u>442, 600</u>
<u>17</u>	<u>237, 600</u>	<u>260, 500</u>	<u>289, 800</u>	<u>304, 600</u>	<u>337, 000</u>	<u>391, 600</u>	<u>444, 300</u>
<u>18</u>	<u>239, 600</u>	<u>261, 600</u>	<u>290, 300</u>	<u>305, 500</u>	<u>338, 200</u>	<u>393, 300</u>	<u>445, 900</u>
<u>19</u>	<u>241, 700</u>	<u>262, 700</u>	<u>290, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>339, 300</u>	<u>395, 200</u>	<u>447, 300</u>
<u>20</u>	<u>243, 700</u>	<u>263, 800</u>	<u>291, 300</u>	<u>307, 300</u>	<u>340, 400</u>	<u>396, 900</u>	<u>448, 700</u>
<u>21</u>	<u>245, 600</u>	<u>264, 900</u>	<u>291, 800</u>	<u>308, 100</u>	<u>341, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>449, 800</u>
<u>22</u>	<u>246, 800</u>	<u>266, 000</u>	<u>292, 300</u>	<u>309, 000</u>	<u>342, 700</u>	<u>400, 300</u>	<u>451, 100</u>
<u>23</u>	<u>248, 000</u>	<u>267, 100</u>	<u>292, 800</u>	<u>309, 900</u>	<u>343, 800</u>	<u>402, 100</u>	<u>452, 400</u>
<u>24</u>	<u>249, 100</u>	<u>268, 200</u>	<u>293, 300</u>	<u>310, 800</u>	<u>344, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>453, 800</u>
<u>25</u>	<u>250, 200</u>	<u>269, 200</u>	<u>293, 800</u>	<u>311, 600</u>	<u>346, 000</u>	<u>405, 400</u>	<u>454, 800</u>
<u>26</u>	<u>251, 100</u>	<u>270, 300</u>	<u>294, 400</u>	<u>312, 500</u>	<u>347, 300</u>	<u>407, 100</u>	<u>455, 500</u>
<u>27</u>	<u>252, 000</u>	<u>271, 400</u>	<u>295, 200</u>	<u>313, 400</u>	<u>348, 600</u>	<u>408, 900</u>	<u>456, 300</u>
<u>28</u>	<u>252, 900</u>	<u>272, 400</u>	<u>296, 000</u>	<u>314, 300</u>	<u>349, 900</u>	<u>410, 700</u>	<u>456, 900</u>
<u>29</u>	<u>253, 700</u>	<u>273, 400</u>	<u>296, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>351, 100</u>	<u>412, 200</u>	<u>457, 800</u>
<u>30</u>	<u>254, 500</u>	<u>274, 100</u>	<u>297, 500</u>	<u>316, 200</u>	<u>352, 600</u>	<u>413, 700</u>	<u>458, 500</u>
<u>31</u>	<u>255, 200</u>	<u>274, 800</u>	<u>298, 300</u>	<u>317, 300</u>	<u>354, 100</u>	<u>415, 200</u>	<u>459, 300</u>
<u>32</u>	<u>255, 900</u>	<u>275, 500</u>	<u>299, 100</u>	<u>318, 400</u>	<u>355, 600</u>	<u>416, 500</u>	<u>460, 100</u>
<u>33</u>	<u>256, 700</u>	<u>276, 200</u>	<u>299, 800</u>	<u>319, 500</u>	<u>356, 800</u>	<u>417, 600</u>	<u>460, 800</u>
<u>34</u>	<u>257, 500</u>	<u>276, 800</u>	<u>300, 600</u>	<u>320, 600</u>	<u>358, 300</u>	<u>418, 700</u>	<u>461, 500</u>
<u>35</u>	<u>258, 300</u>	<u>277, 300</u>	<u>301, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>359, 700</u>	<u>419, 800</u>	<u>462, 200</u>
<u>36</u>	<u>259, 000</u>	<u>277, 800</u>	<u>302, 100</u>	<u>322, 800</u>	<u>361, 100</u>	<u>421, 000</u>	<u>463, 000</u>
<u>37</u>	<u>259, 700</u>	<u>278, 300</u>	<u>302, 900</u>	<u>323, 900</u>	<u>362, 500</u>	<u>422, 300</u>	<u>463, 800</u>
<u>38</u>	<u>260, 600</u>	<u>278, 900</u>	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>363, 500</u>	<u>423, 400</u>	<u>464, 600</u>
<u>39</u>	<u>261, 500</u>	<u>279, 400</u>	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>	<u>465, 300</u>
<u>40</u>	<u>262, 300</u>	<u>279, 900</u>	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>	<u>466, 000</u>
<u>41</u>	<u>263, 100</u>	<u>280, 300</u>	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>	<u>466, 800</u>
<u>42</u>	<u>264, 000</u>	<u>280, 800</u>	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>	
<u>43</u>	<u>264, 800</u>	<u>281, 300</u>	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>	
<u>44</u>	<u>265, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>	
<u>45</u>	<u>266, 400</u>	<u>282, 300</u>	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>	
<u>46</u>	<u>267, 100</u>	<u>282, 800</u>	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>	

<u>47</u>	<u>267, 800</u>	<u>283, 300</u>	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>
<u>48</u>	<u>268, 400</u>	<u>283, 800</u>	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>
<u>49</u>	<u>269, 000</u>	<u>284, 300</u>	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>
<u>50</u>	<u>269, 500</u>	<u>284, 800</u>	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>
<u>51</u>	<u>270, 000</u>	<u>285, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>
<u>52</u>	<u>270, 400</u>	<u>285, 800</u>	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>
<u>53</u>	<u>270, 800</u>	<u>286, 300</u>	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>
<u>54</u>	<u>271, 300</u>	<u>286, 800</u>	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>
<u>55</u>	<u>271, 800</u>	<u>287, 300</u>	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>382, 600</u>	<u>435, 800</u>
<u>56</u>	<u>272, 200</u>	<u>287, 800</u>	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>383, 400</u>	<u>436, 100</u>
<u>57</u>	<u>272, 600</u>	<u>288, 300</u>	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>384, 100</u>	<u>436, 500</u>
<u>58</u>	<u>273, 000</u>	<u>289, 100</u>	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>384, 800</u>	
<u>59</u>	<u>273, 400</u>	<u>289, 900</u>	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>385, 500</u>	
<u>60</u>	<u>273, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>386, 100</u>	
<u>61</u>	<u>274, 200</u>	<u>291, 300</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>386, 700</u>	
<u>62</u>	<u>274, 600</u>	<u>292, 200</u>	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>387, 300</u>	
<u>63</u>	<u>275, 000</u>	<u>293, 100</u>	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>388, 000</u>	
<u>64</u>	<u>275, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>388, 600</u>	
<u>65</u>	<u>275, 800</u>	<u>294, 700</u>	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>389, 300</u>	
<u>66</u>	<u>276, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>389, 800</u>	
<u>67</u>	<u>276, 600</u>	<u>296, 400</u>	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>390, 400</u>	
<u>68</u>	<u>277, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 900</u>	
<u>69</u>	<u>277, 400</u>	<u>298, 000</u>	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>391, 300</u>	
<u>70</u>	<u>277, 900</u>	<u>298, 900</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>391, 900</u>	
<u>71</u>	<u>278, 400</u>	<u>299, 800</u>	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>392, 400</u>	
<u>72</u>	<u>278, 800</u>	<u>300, 700</u>	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>	
<u>73</u>	<u>279, 200</u>	<u>301, 600</u>	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>393, 000</u>	
<u>74</u>	<u>279, 800</u>	<u>302, 500</u>	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>393, 500</u>	
<u>75</u>	<u>280, 400</u>	<u>303, 400</u>	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 900</u>	
<u>76</u>	<u>280, 900</u>	<u>304, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 200</u>	
<u>77</u>	<u>281, 400</u>	<u>305, 100</u>	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 500</u>	
<u>78</u>	<u>282, 000</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 000</u>	
<u>79</u>	<u>282, 600</u>	<u>307, 100</u>	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>395, 500</u>	
<u>80</u>	<u>283, 100</u>	<u>308, 000</u>	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>395, 900</u>	

<u>81</u>	<u>283, 600</u>	<u>308, 500</u>	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>396, 200</u>
<u>82</u>	<u>284, 100</u>	<u>309, 400</u>	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>396, 600</u>
<u>83</u>	<u>284, 600</u>	<u>310, 300</u>	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>397, 100</u>
<u>84</u>	<u>285, 100</u>	<u>311, 100</u>	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	<u>397, 500</u>
<u>85</u>	<u>285, 600</u>	<u>311, 900</u>	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	<u>397, 900</u>
<u>86</u>	<u>286, 100</u>	<u>312, 900</u>	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>	
<u>87</u>	<u>286, 600</u>	<u>313, 900</u>	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>	
<u>88</u>	<u>287, 100</u>	<u>314, 900</u>	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>	
<u>89</u>	<u>287, 600</u>	<u>315, 800</u>	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>	
<u>90</u>	<u>288, 100</u>	<u>316, 900</u>	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>	
<u>91</u>	<u>288, 600</u>	<u>317, 900</u>	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>	
<u>92</u>	<u>289, 100</u>	<u>318, 900</u>	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>	
<u>93</u>	<u>289, 600</u>	<u>319, 700</u>	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>	
<u>94</u>	<u>290, 200</u>	<u>320, 400</u>	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>	
<u>95</u>	<u>290, 800</u>	<u>321, 100</u>	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>	
<u>96</u>	<u>291, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>	
<u>97</u>	<u>292, 000</u>	<u>322, 200</u>	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>	
<u>98</u>	<u>292, 500</u>	<u>322, 500</u>	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>	
<u>99</u>	<u>293, 000</u>	<u>323, 100</u>	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>	
<u>100</u>	<u>293, 500</u>	<u>323, 700</u>	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>	
<u>101</u>	<u>294, 000</u>	<u>324, 100</u>	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>	
<u>102</u>	<u>294, 500</u>	<u>324, 700</u>	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>	
<u>103</u>	<u>295, 000</u>	<u>325, 300</u>	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>	
<u>104</u>	<u>295, 400</u>	<u>325, 800</u>	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>	
<u>105</u>	<u>295, 800</u>	<u>326, 200</u>	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>	
<u>106</u>	<u>296, 300</u>	<u>326, 700</u>	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>	
<u>107</u>	<u>296, 800</u>	<u>327, 200</u>	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>	
<u>108</u>	<u>297, 100</u>	<u>327, 700</u>	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>	
<u>109</u>	<u>297, 300</u>	<u>328, 100</u>	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>	
<u>110</u>	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>	<u>362, 600</u>		
<u>111</u>	<u>297, 800</u>	<u>328, 800</u>	<u>363, 100</u>		
<u>112</u>	<u>298, 100</u>	<u>329, 100</u>	<u>363, 500</u>		
<u>113</u>	<u>298, 400</u>	<u>329, 400</u>	<u>363, 900</u>		
<u>114</u>	<u>298, 600</u>	<u>329, 800</u>	<u>364, 300</u>		

<u>115</u>	<u>298, 900</u>	<u>330, 100</u>	<u>364, 800</u>
<u>116</u>	<u>299, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>365, 300</u>
<u>117</u>	<u>299, 400</u>	<u>330, 600</u>	<u>365, 700</u>
<u>118</u>	<u>299, 700</u>	<u>330, 900</u>	<u>366, 200</u>
<u>119</u>	<u>300, 000</u>	<u>331, 200</u>	<u>366, 700</u>
<u>120</u>	<u>300, 300</u>	<u>331, 400</u>	<u>367, 200</u>
<u>121</u>	<u>300, 600</u>	<u>331, 600</u>	<u>367, 500</u>
<u>122</u>	<u>301, 000</u>	<u>331, 900</u>	
<u>123</u>	<u>301, 300</u>	<u>332, 200</u>	
<u>124</u>	<u>301, 600</u>	<u>332, 500</u>	
<u>125</u>	<u>301, 800</u>	<u>332, 700</u>	
<u>126</u>	<u>302, 000</u>	<u>333, 000</u>	
<u>127</u>	<u>302, 300</u>	<u>333, 400</u>	
<u>128</u>	<u>302, 700</u>	<u>333, 600</u>	
<u>129</u>	<u>302, 900</u>	<u>333, 800</u>	
<u>130</u>	<u>303, 200</u>	<u>334, 000</u>	
<u>131</u>	<u>303, 600</u>	<u>334, 400</u>	
<u>132</u>	<u>304, 000</u>	<u>334, 600</u>	
<u>133</u>	<u>304, 200</u>	<u>334, 900</u>	
<u>134</u>	<u>304, 500</u>	<u>335, 300</u>	
<u>135</u>	<u>304, 800</u>	<u>335, 700</u>	
<u>136</u>	<u>305, 100</u>	<u>336, 100</u>	
<u>137</u>	<u>305, 300</u>	<u>336, 400</u>	
<u>138</u>	<u>305, 600</u>	<u>336, 800</u>	
<u>139</u>	<u>305, 900</u>	<u>337, 200</u>	
<u>140</u>	<u>306, 200</u>	<u>337, 600</u>	
<u>141</u>	<u>306, 400</u>	<u>337, 900</u>	
<u>142</u>	<u>306, 800</u>	<u>338, 300</u>	
<u>143</u>	<u>307, 200</u>	<u>338, 600</u>	
<u>144</u>	<u>307, 500</u>	<u>339, 000</u>	
<u>145</u>	<u>307, 700</u>	<u>339, 300</u>	
<u>146</u>	<u>307, 900</u>	<u>339, 700</u>	
<u>147</u>	<u>308, 200</u>	<u>340, 100</u>	
<u>148</u>	<u>308, 600</u>	<u>340, 500</u>	



	<u>149</u>	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>					
	<u>150</u>	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>					
	<u>151</u>	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>					
	<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>					
	<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>					
	<u>154</u>	<u>310,200</u>						
	<u>155</u>	<u>310,400</u>						
	<u>156</u>	<u>310,700</u>						
	<u>157</u>	<u>311,000</u>						
	<u>158</u>	<u>311,300</u>						
	<u>159</u>	<u>311,600</u>						
	<u>160</u>	<u>311,900</u>						
	<u>161</u>	<u>312,300</u>						
	<u>162</u>	<u>312,600</u>						
	<u>163</u>	<u>312,900</u>						
	<u>164</u>	<u>313,200</u>						
	<u>165</u>	<u>313,600</u>						
	<u>166</u>	<u>313,900</u>						
	<u>167</u>	<u>314,200</u>						
	<u>168</u>	<u>314,500</u>						
	<u>169</u>	<u>314,900</u>						
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>	<u>331,900</u>	<u>376,600</u>

備考

(1) この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額は、基準給料月額とする。

改正後	改正前																		
別表第3（第3条関係） 級別基準職務表 ア・イ 略	別表第4（第3条関係） 級別基準職務表 ア・イ 略 ウ 医療職給料表（1）に係る級別基準職務表 <table border="1"> <tr> <th>職務 の級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td>1 級</td><td>医療業務を行う職務</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>1 診療部長及び副診療部長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>市立病院副院長の職務</td></tr> <tr> <td>5 級</td><td>市立病院長の職務</td></tr> </table> エ 医療職給料表（2）に係る級別基準職務表 <table border="1"> <tr> <th>職務 の級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td>1 級</td><td>栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務</td></tr> </table>	職務 の級	基準となる職務	1 級	医療業務を行う職務	2 級	高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務	3 級	1 診療部長及び副診療部長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務	4 級	市立病院副院長の職務	5 級	市立病院長の職務	職務 の級	基準となる職務	1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務	2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
職務 の級	基準となる職務																		
1 級	医療業務を行う職務																		
2 級	高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務																		
3 級	1 診療部長及び副診療部長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務																		
4 級	市立病院副院長の職務																		
5 級	市立病院長の職務																		
職務 の級	基準となる職務																		
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務																		
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務																		

<u>3 級</u>	<u>1 困難な業務を行う薬剤師の職務</u> <u>2 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>主任の職務</u>
<u>5 級</u>	<u>1 薬局長の職務</u> <u>2 室長及び副室長の職務</u>
<u>6 級</u>	<u>1 困難な業務を行う薬局長の職務</u> <u>2 困難な業務を行う室長の職務</u>
<u>7 級</u>	<u>1 副診療部長の職務</u> <u>2 特に困難な業務を行う薬局長の職務</u>

オ 医療職給料表(3)に係る級別基準職務表

<u>職務 の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	<u>准看護師の職務</u>
<u>2 級</u>	<u>1 看護師、助産師及び保健師の職務</u> <u>2 相当の経験を必要とする准看護師の職務</u>
<u>3 級</u>	<u>困難な業務を行う看護師、助産師及び保健師の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>主任看護師の職務</u>
<u>5 級</u>	<u>1 副看護部長及び室長の職務</u> <u>2 看護師長の職務</u>
<u>6 級</u>	<u>看護部長の職務</u>

	7 級 市立病院副院長の職務
--	----------------

(名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 11 条 名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の給料) 第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、職員の給与に関する条例（昭和32年条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定を準用し、同項第 2 号に掲げる給料表 1 級の最高の号給の給料月額を超えないものとする。 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第22条 略 2 日額で定める報酬の額は、<u>給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表 1 級の最高号給の額を21で除して得た額の範囲内において、任命権者が定める。</u> 3 時間額で定める報酬の額は、<u>給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表 1 級の最高号給の額を21で除し、名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）第 3 条第 2 項本文に規定する 1 日当たりの勤務時間で</u>	(フルタイム会計年度任用職員の給料) 第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、職員の給与に関する条例（昭和32年条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項（第 2 号<u>及び第 3 号ア</u>に係る部分に限る。）の規定を準用し、同項第 2 号（この項において準用する同条第 1 項（第 3 号アに係る部分に限る。）の規定が適用されるフルタイム会計年度任用職員にあっては、同項第 3 号ア）<u>に</u>掲げる給料表 1 級の最高の号給の給料月額を超えないものとする。 (パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第22条 略 2 日額で定める報酬の額は、<u>別表の左欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報酬の上限額を21で除して得た額の範囲内において、任命権者が定める。</u> 3 時間額で定める報酬の額は、<u>別表の左欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報酬の上限額を21で除し、名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）第 3 条第 2 項本文に規定する 1 日当たりの勤</u>

除して得た額の範囲内において、任命権者が定める。

- 4 月額で定める報酬の額は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表1級の最高号給の額の範囲内において、任命権者が定める。

5 略

務時間で除して得た額の範囲内において、任命権者が定める。

- 4 月額で定める報酬の額は、別表の左欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報酬の上限額の範囲内において、任命権者が定める。

5 略

別表（第22条関係）

<u>職員の種別</u>	<u>報酬の上限額</u>
<u>(1) 医師</u>	<u>給与条例第3条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)1級の最高号給の額</u>
<u>(2) 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士</u>	<u>給与条例第3条第1項第3号イに規定する医療職給料表(2)3級の最高号給の額</u>
<u>(3) 看護師、准看護師又は助産師</u>	<u>給与条例第3条第1項第3号ウに規定する医療職給料表(3)2級の最高号給の額</u>
<u>(4) 前3号に掲げる職員以外</u>	<u>給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表1級の最高号給の</u>

	の職員	額
--	-----	---

(名張市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第12条 名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例) 第5条の2 略 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第1項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退	(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例) 第5条の2 略 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退

職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条第1項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 略

(2) 第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3)～(5) 略

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第21条 略

2 略

3 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により職員が同項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第32号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の10第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第32号附則第4項の規定に該当する者を除く。）

職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 略

(2) 第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(3)～(5) 略

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第21条 略

2 略

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第32号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の10第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第32号附則第4項の規定に該当する者を除く。）

で第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 略

10 当分の間、第5条第1項第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、同条の表及び第5条の8の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

11 当分の間、第5条第1項第5号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「12月」とあるのは、「0月」とする。

12 当分の間、第5条第1項（第1号及び第4号を除く。）に規定する者に対する第

で第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 前2項の規定は、病院に勤務する医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

10 略

11 当分の間、第5条第1項第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（病院に勤務する医師以外の職員にあつては60歳とし、病院に勤務する医師にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表及び第5条の8の表中「定年」とあるのは「定年（病院に勤務する医師以外の職員にあつては60歳とし、病院に勤務する医師にあつては65歳とする。）」とする。

12 当分の間、第5条第1項第5号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「12月」とあるのは、「0月」とする。

病院に勤務する医師	60歳
以外の職員	
病院に勤務する医師	65歳

13 当分の間、第5条第1項（第1号及び第4号を除く。）に規定する者に対する第

5条の3の規定の適用については、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳」とする。

13 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表及び第5条の8の表中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表及び第5条の8の表中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であって附則第12項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表及び第5条の8の表中「100分の2」とあるのは、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者であって附則第12項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表及び第5条の8の表中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例の一部改正)

第13条 地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例（令和6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（所掌事務） 第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、<u>地方独立行政法人名張市立病院</u>の業務に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。 （1）～（3） 略	（所掌事務） 第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、<u>名張市立病院</u>の業務に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。 （1）～（3） 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の成立の日から施行する。

（名張市病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る第1条第2号の規定による廃止前の名張市病院事業の設置等に関する条例（附則第7項において「旧病院事業条例」という。）第7条の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

（名張市立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 施行日前の期間に係る第1条第4号の規定による廃止前の名張市立病院使用料及び手数料条例（以下この項において「旧使用料及び手数料条例」という。）の規定により徴収すべき使用料等（使用料又は手数料をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。この場合において、旧使用料及び手数料条例に規定する使用料等であって、法人に承継されるものに関する旧使用料及び手数料条例第3条の規定による使用料等の納付は、法人がこれを行わしめるものとし、旧使用料及び手数料条例第4条の規定による使用料等の減免は、法人が行うものとする。

（名張市立看護専門学校設置条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 施行日前の期間に係る第1条第5号の規定による廃止前の名張市立看護専門学校設置条例（以下この項及び附則第7項において「旧看護専門学校条例」という。）の規定により徴収すべき入学金等（入学金又は授業料をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。この場合において、旧看護専門学校条例に規定する入学金等であって、

法人に承継されるものに関する旧看護専門学校条例第4条第1項又は第5条の規定による入学金等の徴収又は減免若しくは徴収の猶予は、法人が行うものとする。

(名張市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の名張市情報公開条例（以下この項において「旧情報公開条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧情報公開条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の名張市情報公開条例の相当規定により法人がした処分その他の行為又は法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(名張市個人情報保護法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは第3条の規定による改正前の名張市個人情報保護法施行条例（以下この項において「旧個人情報保護法施行条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法若しくは旧個人情報保護法施行条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同法又は同条の規定による改正後の名張市個人情報保護法施行条例の相当規定により法人がした処分その他の行為又は法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(職員の給与に関する条例及び名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日の前日までの期間について、旧病院事業条例第2条に規定する名張市立病院又は旧看護専門学校条例第2条に規定する名張市立看護専門学校に勤務していた職員に支給する給与については、なお従前の例による。この場合において、当該給与であって、法人にその支給の義務が承継されるものの支給は、法人が行うものとする。

(名張市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。この場合において、当該退職手当であって、法人にその支給の義務が承継されるものの支給は、法人が行うものとする。

(名張市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 名張市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に名張市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第7項若しくは第8項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に名張市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	附 則 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に名張市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第7項若しくは第8項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に名張市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
--	---

議案第 3 号

地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例の制定について

地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

地方独立行政法人法の規定により、地方独立行政法人名張市立病院の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合に処分しなければならないもの及び譲渡し、又は担保に供しようとする場合に市長の認可を必要とするものを定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）に係る重要な財産を定めるものとする。

(処分の認可に係る重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他市長が定める財産とする。

(譲渡又は担保としての提供の認可に係る重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

議案第 4 号

地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する
条例の制定について

地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院の役員等が当該地方独立行政法人に対し損害を賠償する責任を負う額から免除することができることとする額について、必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

（1）理事長又は副理事長 6

（2）理事 4

（3）監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

議案第 5 号

地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について

地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方独立行政法人名張市立病院の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年条例第 号。以下「整備条例」という。）第1条第2号の規定による廃止前の名張市病院事業の設置等に関する条例（平成5年条例第26号）第2条に規定する名張市立病院
- (2) 整備条例第1条第5号の規定による廃止前の名張市立看護専門学校設置条例（平成5年条例第2号）第2条に規定する名張市立看護専門学校

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

議案第 6 号

名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び名張市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）及び名張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」中の「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応する取組として、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び名張市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 第15条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第15条の2 任命権者は、名張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」</u>	(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 第15条 略

という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 名張市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家

<u>庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第15条の4</u> 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第15条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第15条の3</u> 略
---	--

(名張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 名張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 任用形態を考慮して規則で定める	(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 任用形態を考慮して規則で定める

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>）	非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>）
第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>	第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u>
2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつて	3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつて

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

<u>時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員（会計年度任用職員を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 2 略 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の名張市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 7 号

名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同規則を引用する規定に生じたずれを整理するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第 13 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法の引用条文に生じた項ずれを整理するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第13号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第3（第4条―第7条関係）							別表第3（第4条―第7条関係）						
地区整備計画区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	地区整備計画区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
	計画地区	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面位置の制限の距離	壁面位置の制限の適用除外	建築物の高さの最高限度		計画地区	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面位置の制限の距離	壁面位置の制限の適用除外	建築物の高さの最高限度
百合が丘地区地区整備計画区	略	略	略	略	略	略	百合が丘地区地区整備計画区	略	略	略	略	略	略
	業務地区	(1)・(2) 略 (3) 共同住宅等(公務員等の宿舎、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13	略	略	略	略		業務地区	(1)・(2) 略 (3) 共同住宅等(公務員等の宿舎、社宅、寮、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13	略	略	略	略

[illegible]

		事業の用に供するものその他社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものを除く。)(4)～(10)略								事業の用に供するものその他社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するものを除く。)(4)～(10)略										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 9 号

市道路線の認定について

名張市道の路線を次のとおり認定する。

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2080	平尾23号線	平尾2486番9	平尾2486番9	平尾

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

理 由

宅地開発に伴い築造された路線を本市が維持管理していく必要があるため、市道として認定する。これが、この議案を提出する理由である。

路線認定図(平尾地区)



路線認定区間

○ → 認定部分

議案第 10 号

令和7年度名張市一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 11 号

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年 6月10日提出

名張市長 北 川 裕 之